

出生届

令和 年 月 日届出

長 殿

受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日					
送付 令和 年 月 日 第 号	長 印					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通知

(1) 生まれたとき	(よみかた) 子の氏名 (外国人のときは ローマ字を付記 してください)	氏 名	父母との 続き柄	☐ 嫡出子 ☐ 嫡出でない子	☐ 男 ☐ 女
(2) 生まれたとき	令和 年 月 日	☐ 午前 ☐ 午後	時 分		
(3) 生まれたところ	番地 番 号				
(4) 住 所 (住民登録をする ところ)	番地 番 号 (方書)				
(5) 父 母 の 氏 名 生 年 月 日 (子の生れたとき の年齢)	父	母			
(6) 本 籍 (外国人のときは 国籍だけを書いて ください)	番地 番 号				
(7) 同 居 を 始 め た と き	昭和 令和 年 月 日	(結婚式をあげたとき、または、同居を始め たときのうち早いほうを書いてください)			
(8) 子 が 生 ま れ た と き の 世 帯 の お も な 仕 事 と	☐ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ☐ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☐ 3. 企業・個人商店等 (官公庁は除く) の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人 までの世帯 (日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☐ 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯 (日々または1年未満の契 約の雇用者は5) ☐ 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 ☐ 6. 仕事をしている者のいない世帯				
(9) 父 母 の 職 業	(国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに子が生まれたときだけ書いてください) 父の職業 母の職業				
そ の 他	☐ 出生証明書中 子の氏名は届出人の誤記である ☐ 出生証明書中 子の氏名は、命名前より空欄				
届 出 人	☐ 1. 父 母 ☐ 2. 法定代理人 () ☐ 3. 同居者 ☐ 4. 医師 ☐ 5. 助産婦 ☐ 6. その他の立会者 ☐ 7. 公設所の長 住 所 ☐ 4と同じ 番地 番 号 (方書) 本 籍 ☐ 6と同じ 番地 番 号 筆頭者 ☐ 6と同じ の氏名 署 名 (※押印は任意) 印 昭和 平成 年 月 日 生				
事 件 簿 番 号	父母婚姻日 年 月 日		日中連絡のとれるところ 電話 () 自宅 勤務先 呼出(方)		

出生証明書

子の氏名	男女 の別	1男 2女
生まれたとき	令和 年 月 日	午前 時 分 午後 時 分
出生した ところ及び その種別	出生したところ の種別	1 病院 2 診療所 3 助産所 4 自宅 5 その他
出生した ところ及び その種別	出生した ところ	番地 番 号
出生した ところ及び その種別	(出生したところ の種別1~3) 施設の名称	
体重及び身長	体重 グラム	身長 センチメートル
単胎・ 多胎の別	1 単胎 2 多胎 (子中第 子)	
母 の 氏 名	妊娠 週数	満 週 日
この母の出産 した子の数	出生子 (この出生子及び出生後 死亡した子を含む) 死産児 (妊娠満22週以後)	人 胎
1 医 師 2 助産師 3 その他	上記のとおり証明する。 令和 年 月 日 (住所) (氏名) 番地 番 号 印	

夜の12時は「午前0時」、
昼の12時は「午後0時」と
書いてください。

体重及び身長は、立会者が
医師又は助産師以外の者
で、わからなければ書か
なくてもかまいません。

この母の出産した子の数
は、当該母又は家人などか
ら聞いて書いてください。

この出生証明書の作成者
の順序は、この出生の立会
者が例えば医師・助産師と
もに立ち会った場合には
医師が書くように1、2、
3の順序に従って書いてく
ださい。

記入の注意

- ・鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
 - ・子が生まれた日からかぞえて14日以内に出してください。
 - ・届書は、1通でさしつかえありません。
 - ・子の名は、常用漢字、人名用漢字、かたかな、ひらがなで書いてください。
 - ・子が外国人のときは、原則かたかなで書くとともに、住民票の処理上必要ですから、ローマ字を付記してください。
 - ・よみかたは、戸籍には記載されません。住民票の処理上必要ですから書いてください。
 - ・□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。
 - ・筆頭者の氏名には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
 - ・届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。
 - ・子の父または母が、まだ戸籍の筆頭者となっていない場合は、新しい戸籍がつくられますので、「その他」に希望する本籍を書いてください。
- ◎届出人は、原則として子の父又は母です。
- 届出人が署名押印した後、届書を持参する方は親族、その他の方でもさしつかえありません。
- ◎母子健康手帳と届出人の印をご持参下さい。